

## 法曹制度検討会 進行の枠組み（案）

## 資料 3 - 1

検討会の日程	弁護士制度	裁判官・検察官制度	備考
H14.4～7 第3回（4月16日（火）） 第4回（5月14日（火）） 第5回（6月18日（火）） 第6回（7月22日（月））	<p>「進行の枠組み案」の説明（事務局）</p> <p>第3-1 弁護士の活動領域の拡大 - 弁護士の公務就任の制限及び営業等の許可制について、届出制に移行することによる自由化を図ること</p> <p>第3-5-(2)-ア 弁護士倫理等に関する弁護士会の態勢の整備等 - 弁護士会による綱紀・懲戒手続の透明化・迅速化・実効化を図ること</p> <p>第3-6-(3) 弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保すること（企業法務との関係を除く。）</p> <p>第3-2-(2) 弁護士報酬の透明化・合理化 - 報酬規定の会則の必要的記載事項からの削除</p> <p>第3-7-(2) 企業法務等の位置付け - いわゆる特任検事、副検事、簡易裁判所判事の経験者の活用等を検討し、少なくとも、いわゆる特任検事経験者に対して法曹資格を付与すること</p>	<p>第5-1-(3) 民事調停、家事調停の分野にいわゆる非常勤裁判官制度を導入するための法改正の方向性</p> <p>第4-1-(1)、第5-1-(1)の制度の整備に関し、検察官・裁判官の身分を離れた検事・判事補が、第4-1-(1)、第5-1-(1)の経験を積んだ後に、検察官・裁判官に復帰した場合の、退職手当や共済関係面での適切な配慮</p> <p>第5-3-(1) 裁判官の人事制度の見直し - 裁判官の人事評価について、可能な限りその透明性・客観性を確保するための仕組みを整備すること</p>	<p>各検討会の終了前に、「関係機関タイム」を設け、適宜検討状況の説明</p>

検討会の日程	弁護士制度	裁判官・検察官制度	備考
<p>H14.9 ~ 12</p> <p>第7回(9月10日 (火)) 第8回(10月8日 (火)) 第9回(11月12日 (火)) 第10回(12月10日 (火))</p>	<p>第3 - 6 - (3) 弁護士法第72条について、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め検討した上で、規制対象となる範囲・態様に関する予測可能性を確保すること</p> <p>第3 - 5 - (1) 弁護士会運営の透明化 - 弁護士会の会務運営について国民の意見を反映させることが可能となるような仕組みを整備することを始め、弁護士会運営の透明化を図ること</p>	<p>第5 - 1 - (1) 給源の多様化・多元化 - 原則としてすべての判事補に裁判官の職務以外の多様な法律専門家としての経験を積ませることを制度的に担保する仕組みを整備すること</p> <p>第5 - 2 最高裁に、その諮問を受け、下級裁判所の裁判官として指名されるべき適任者を選考し、その結果を意見として述べる機関を設置するとともに、その機関が十分かつ正確な資料・情報に基づき適任者の選考に関する判断を行い得るように適切な仕組みを整備すること</p> <p>第5 - 5 - (1) 最高裁裁判官の選任等の在り方について - 最高裁裁判官の地位の重要性に配慮しつつ、その選任過程について透明性・客観性を確保するための適切な措置</p> <p>第5 - 5 - (2) 最高裁裁判官の選任等の在り方について - 国民審査制度の実効性を高める措置</p> <p>第5 - 4 裁判所運営への国民参加 - 裁判所運営について、国民の意見を反映することが可能となるような仕組みを整備すること</p> <p>第5 - 3 - (1) 裁判官の人事制度の見直し - 裁判官の人事評価について、可能な限りその透明性・客観性を確保するための仕組みを整備すること</p>	

検討会の日程	弁護士制度	裁判官・検察官制度	備考
H15.1～3	<p>第3-2-(2) 弁護士報酬の透明化・合理化 - 弁護士報酬の透明化・合理化の見地からの、個々の弁護士の報酬情報の開示・提供の強化、報酬契約書の作成の義務化、依頼者に対する報酬説明義務等の徹底</p> <p>第3-3-(1) 弁護士の執務態勢の強化・専門性の強化 - 弁護士の執務態勢を強化するとともに、その専門性を強化するため、法律事務所の共同化・法人化、弁護士と隣接法律専門職種などによる協働化・総合事務所化（いわゆるワンストップ・サービス化）等を実効的に推進するために必要な方策</p>	<p>第5-1-(3) 給源の多様化・多元化 - いわゆる弁護士任官の推進</p> <p>第5-1-(2) 給源の多様化・多元化 - 特例判事補制度の計画的かつ段階的な解消の条件整備に資する方策</p> <p>第1-2-(3) 裁判所、検察庁等の人的体制の充実 - 司法を支える人的基盤の充実強化を図ること</p> <p>第5-3-(2) 裁判官の人事制度の見直し - 裁判官の報酬の進級制（昇給制）の在り方について（報酬の段階の簡素化を含む）</p>	
その他		<p>民事調停、家事調停の分野にいわゆる非常勤裁判官制度を導入するための法改正に関し、最高裁及び日弁連において、具体的な制度設計に関する検討を行い、検討会で説明してもらう予定。</p>	